

制限的形容詞・非制限的形容詞による 固有名の修飾について

友 澤 宏 隆

1. 序説

固有名 (proper names) は人名や地名に代表されるもので、英語においては文中で名詞句またはその一部を成す名詞類として機能する⁽¹⁾。これらは通常、それが用いられる発話のコンテキストにおいて唯一的な指示対象 (unique reference) を持つグラウンディング (grounding) された表現であるため、それが修飾語句をとる場合は非制限的 (non-restrictive) なものが予想される⁽²⁾。たとえば次の例 (1)–(3) において、固有名を修飾する前位形容詞 (下線部) は非制限的用法のものである (引用例の下線筆者、以下も同様)⁽³⁾：

- (1) poor John, dear John, little John, beautiful Susan (安井・秋山・中村 1976: 152)
- (2) old Mrs Fletcher, dear little Eric, poor Charles, beautiful Spain, historic York, sunny July (Quirk et al. 1985: 290)
- (3) beautiful Italy, dear old Mr Smithers, poor Henry, sunny Italy, historic Virginia (Huddleston and Pullum 2002: 520)

これらの場合、前位形容詞はそれが修飾する固有名の指示対象を制限するものではなく、名詞句主要部の名詞類に対して非制限的である。これに対して、同じく「前位形容詞+固有名」の修飾関係であっても、上の場合と異なり当該形容詞が主要部名詞類に対して制限的 (restrictive) な機能を示す場合がある (cf. Quirk et al. 1985: 293)：

- (4) North America, Central Australia, French Canada, northern Arkansas, downtown Boston, central Brussels, suburban New York, upstate New York

(4) においてたとえば North America は America (南北アメリカ大陸) の一部である「北米 (大陸)」を表し、前位形容詞 North はそれが修飾する固有名 America の指示対象を制限する働きをしている。同様に, French Canada, downtown Boston, suburban New York はそれぞれ Canada, Boston, New York の一部である「フランス系が優位を占めるカナダ国内の地域」「ボストン中心部」「ニューヨーク郊外」を表す。次のような場合も同類である:

(5) Continental Europe, European Russia, peninsular Italy, insular Italy

(5) はそれぞれ「ヨーロッパ大陸」「ロシアの中でヨーロッパに属する地域」「イタリアの半島部」「イタリアの島嶼 (とうしょ) 部」を表し、いずれも前位形容詞は固有名 の指示対象を制限する役割を果たすものである。

このように、英語の「前位形容詞+固有名」の修飾関係に用いられる形容詞には、非制限的なものだけでなく制限的なものも存在することがわかる。本稿では、この両類の英語の形容詞——固有名非制限的形容詞と固有名制限的形容詞——による修飾形式の諸相を検討してその共通点・相違点を明らかにし、その上で固有名制限的形容詞に焦点を当て英語の前位形容詞一般に見られる特徴との関係においてその機能を考察し、さらに固有名制限的形容詞の修飾形式の拡がりについて追究することを試みる。固有名制限的形容詞の修飾形式は、前位形容詞一般の修飾形式の拡張に基づくものであるというのが、本稿の一つの論点である。

2. 固有名非制限的形容詞と固有名制限的形容詞

2.1 文法的特徴

はじめに、固有名非制限的形容詞と固有名制限的形容詞の修飾形式の文法的特徴について検討することにする。まず両類の形容詞の統語上の特徴について見ると、固有名非制限的形容詞には、限定的用法 (= 前位形容詞としての用法) のほかに叙述的用法で用いられるものとそうでないものがあるが、固有名制限的形容詞は一般には叙述的用法では用いられないという違いがある。次例を見よう:

(6) *John is poor/dear. (cf. poor/dear John (cf. 安井・秋山・中村 1976: 152))

(7) Susan/Italy is beautiful. (cf. beautiful Susan/Italy (cf. 安井・秋山・中村 1976: 152))

(8) *Canada is French. (cf. French Canada)

- (9) *Boston is downtown. (cf. downtown Boston)
- (10) *New York is suburban. (cf. suburban New York)
- (11) *Europe is Continental. (cf. Continental Europe)
- (12) *Russia is European. (cf. European Russia)
- (13) *Italy is peninsular/insular. (cf. peninsular/insular Italy)

(6)(7) は固有名詞非制限的形容詞の場合であるが、この場合は (6) のように叙述的には用いられないもの（すなわち、非記述的なもの）と (7) のように叙述的に用いられるもの（すなわち、記述的なもの）がある（cf. 安井・秋山・中村 1976: 153）。これに対して、(8)–(13) のような固有名詞制限的形容詞の場合は叙述的には用いられず、限定的にしか用いられない。

次に両類の形容詞の程度表現および比較表現の可能性について見ると、固有名詞非制限的形容詞も固有名詞制限的形容詞も一般には very などの程度副詞や比較級の形はとらないが、場合によってはそれが容認可能になることもある。次の例を見てみよう：

- (14) ?? very poor John, ?? very beautiful Susan, ?? very historic York
- (15) *more poor John, *more beautiful Susan, *more historic York
(cf. poor John, beautiful Susan, historic York)
- (16) ?? I live in very suburban New York.
- (17) *I live in more suburban New York than he does.
(cf. suburban New York)

(14)(15) は固有名詞非制限的形容詞の場合で、この場合一般には容認可能でないが、程度修飾語 very を伴った (14) の場合はこれらが文の主語ではなく目的語に生じた場合は可能になることもあるようである⁽⁴⁾。(16)(17) は固有名詞制限的形容詞の場合で、この場合も一般には容認可能でないが、very を伴った (16) のような場合は可能であることもある。次の (18)(19) は (16) と同様の形が用いられている例である：

- (18) About 18 years ago I first heard about this cherry from Bill McKently of St. Lawrence Nursery in very upstate New York.
<http://www.johnsonsnursery.com/site/ArticleComment.aspx?id=22989>
- (19) Next Christmas my book *Forsythia & Me* will be published by Farrar Straus Giroux. It is a book about a little boy named Chester Pfinch who finds a way to amaze his amazingly impressive best friend Forsythia

Mayweather. The character Forsythia was inspired by Lisa Bell, one of my best friends when I was growing up in upstate New York (no, very very upstate New York).

<http://vincentxkirsch.blogspot.com/2009/11/look-at-forsythia-me.html>

これらにおいて upstate New York は「ニューヨーク州北部地方」を表すが、very によって制限的形容詞 upstate の程度が高められた形になっている。

上では固有名非制限的形容詞と固有名制限的形容詞の修飾形式のうち、主要部の固有名が冠詞の a や the などの限定詞をとらない形のものに議論を限定してきたが、これらの修飾形式は主要部名詞類がそのような限定詞とともに用いられることがしばしばあり、その場合は上のような限定詞を伴わない形のものとはふるまいが異なることがある。たとえば、次の例を見てみよう：

(20) the young Shakespeare ('Shakespeare when he was young') (Quirk et al. 1985: 290)

(21) The young Isaac Newton showed no signs of genius. (Huddleston and Pullum 2002: 521)

(20)(21) は前位形容詞が固有名を修飾する形式のものであるが、形容詞に先行して定限定詞の the が置かれている。この場合、(20) は「若い頃のシェイクスピア」、(21) の主語名詞句は「若い頃の（科学者としての地位を確立する以前の）アイザック・ニュートン」を表し、その形容詞は固有名を指示対象を時間的に制限する制限的形容詞として機能するものである。先の議論では、このような固有名制限的形容詞は一般には叙述的用法では用いられないとしたが、この (20)(21) のような場合は、それに対応してその形容詞の叙述的用法の形を作ることは可能である：

(22) When Isaac Newton was young, he showed no signs of genius.

また、上述のように、(14) のような程度修飾語 very を伴う非制限的形容詞が固有名を修飾する形式は一般的には容認されないが、定限定詞の the を伴う形にすると容認可能になる⁽⁵⁾：

(23) I saw the very beautiful Susan yesterday.

また、(16)(17) のような固有名制限的形容詞の修飾形式も同様に一般的には容認されないものであるが、次のように不定限定詞の a を伴う形にすると容認可能性が高くなる⁽⁶⁾：

(24) I live in a very suburban New York.

(25) I live in a more suburban New York than he does.

2.2 意味的特徴

第二に、固有名非制限的形容詞と固有名制限的形容詞の修飾形式の意味的特徴について検討することにする。まず両類の形容詞が表す意味の種類について見ると、1. の(4)(5)のように制限的形容詞が固有名を修飾する場合は、その形容詞は一般に客観的な意味を表すが、(1)―(3)のような非制限的形容詞が固有名を修飾する場合は、その形容詞は感情的色彩(emotive colouring)を持つという特徴がある。すなわち、それは話者志向的(speaker-oriented)であり、話者の感情を表現したものであるということである⁽⁷⁾。この(1)―(3)の場合、固有名は限定詞をとっていないが、もし固有名が限定詞をとる場合は、それを修飾する非制限的形容詞には、このような感情的色彩を帯びた主観性の強いものだけでなく、多少主観性を抑えたものや、話者ではなく被修飾要素の指示対象の感情を表すようなものも許容される(Huddleston and Pullum 2002: 520)：

(26) the inimitable Oscar Wilde, the distraught Empress Alexandria

(26)は非制限的形容詞が固有名を修飾しているが、(1)―(3)とは異なり限定詞のtheを伴った形になっている。この場合、(1)―(3)と比べると話者志向性の弱まった、多少なりとも客観性の感じられる表現であり、文体上も改まった表現となる⁽⁸⁾。ただしこの場合注意すべきことは、それが(広義の)「感情の表現」であるという点は限定詞を伴わない場合と同じであり、表現される意味の種類における特徴的な限定が見られるという点では共通していることである。これは、非制限的形容詞が固有名という一般の名詞類とは異なるものを修飾するという修飾関係に特有のものではないかと考えられる⁽⁹⁾。

次に固有名非制限的形容詞と固有名制限的形容詞の修飾形式における固有名の категорияについて見ると、固有名が限定詞を伴わない場合、前者は(1)―(3)に見られるようにその固有名には人名も地名も可能であるのに対して、後者は(4)(5)に見られるように地名は可能だが人名は一般に不可能であるという特徴がある。もし制限的形容詞が人名を修飾することが可能であれば、たとえば次のような表現も許容される余地が生じるが、これらは実際には不可能である：

(27) *young Isaac Newton (「若い頃のアイザック・ニュートン」の意味で)⁽¹⁰⁾

(28) *bodily John (「ジョンの胴体」の意味で)

(29) *limby Susan (「スーザンの四肢」の意味で)

これに対して、固有名が限定詞を伴う場合は、両方の修飾形式ともその固有名には人名も地名も可能である：

- (30) I saw the very beautiful Susan yesterday. (= (23))
 (31) I live in the very historic York.⁽¹¹⁾
 (32) the inimitable Oscar Wilde, the distraught Empress Alexandria (= (26))
 (33) the young Shakespeare (= (20))
 (34) The young Isaac Newton showed no signs of genius. (= (21))
 (35) I live in a very suburban New York. (= (24))
 (36) I live in a more suburban New York than he does. (= (25))

以上の考察から、非制限的形容詞と制限的形容詞が固有名を修飾する場合、一般に固有名が限定詞を伴う場合のほうが伴わない場合よりも文法的・意味的観点から見て用法の拡がり大きい傾向があると言えるであろう。

3. 固有名制限的形容詞の機能とその修飾形式の拡がり

2. では英語の固有名非制限的形容詞と固有名制限的形容詞の修飾形式の文法的・意味的特徴を限定詞の有無との関連も含めて検討したが、以下ではこのうち後者の類の形容詞に焦点を当て、英語の前位形容詞一般に見られる特徴との関係においてその機能を考察し、さらに固有名制限的形容詞の修飾形式の拡がりについて追究することを試みる。

3.1 固有名制限的形容詞の機能

安井・秋山・中村(1976:74, 75)は、英語の限定的用法の形容詞(=前位形容詞)は四つのカテゴリー(「分類的形容詞(classifying adjectives)」「特性記述形容詞(characterizing adjectives)」「同定の形容詞(identifying adjectives)」「強意の形容詞(intensifying adjectives)」)に大別されるが、いずれも分類的機能、すなわち「主要語の名詞によって表わされる概念の適用を、一定の部分集合に限定する機能」を有するとしている。次の例で考えてみよう(安井・秋山・中村1976:74-76):

- (37) rural policemen, English girls, criminal lawyers (刑事専門弁護士)
 (38) a tall boy, a good knife
 (39) a drowsy policeman, a hungry dog, an angry man
 (40) a red rose, a white rose

(37)の形容詞は「分類的形容詞」であり、主要部名詞の表す意味概念が規定する

事物の集合 (= 主要部名詞の指示対象の集合) を一定の部分集合に限定する働きをしている。(38) の形容詞は「特性記述形容詞」に属する「制限的形容詞 (restrictive adjectives)」であり、主要部名詞の指示対象が持つ一定の内在的意味特性に限定を加える働きをしているが、その結果として主要部名詞の指示対象を分類する機能をも担うものである⁽¹²⁾。(39) の形容詞は「特性記述形容詞」に属する「状態記述形容詞 (state-describing adjectives)」であり、文字通り主要部名詞の指示対象の状態を記述している働きをしているが、その結果として主要部名詞の指示対象を分類する機能も帯びるものである。(40) の形容詞は「分類的形容詞」とも「特性記述形容詞 (の制限的形容詞)」とも解され、後者の解釈が無標であるが、そこから前者の解釈が派生され、結果として分類的機能を持つに至るものである。

上の分類は前位形容詞の修飾形式における一般の場合、すなわち主要部名詞が固有名ではない場合を対象としたものであるが、1. および 2. において議論した固有名制限的形容詞はこの分類体系とどのように関係づけることができるであろうか。上で見たように、ここで主張されている前位形容詞の分類的機能とは「主要語の名詞によって表わされる概念の適用を、一定の部分集合に限定する機能」であるが、これは主要部名詞の指示対象が本来的に個別的あるいは分離可能な形で存在しうるものであることが前提となるものである。これに対して、固有名制限的形容詞が修飾の対象とする固有名は、通常それが用いられる発話のコンテキストにおいて唯一的な指示対象を持つものであるため、その制限的機能は前位形容詞一般の「分類的機能 (classifying function)」とは異なり、固有名の唯一的な指示対象自体を対象として、その範囲を制限することに関わるものである。これはすなわち、本来単一の指示対象をいくつかの部分に分割して、その中の一定の部分に指示を限定するということである。このような、指示対象に対する「分割的機能 (splitting function)」は、「対象の部分限定」という機能スキーマを前位形容詞一般の「分類的機能」と共有しつつ固有名制限的形容詞を特徴づけるものであり、固有名制限的形容詞の修飾形式が前位形容詞一般の修飾形式の拡張に基づくものであることを示すものである⁽¹³⁾。

3. 2 固有名制限的形容詞による指示対象の前景化と分割

次に、指示対象の分割に関わる固有名制限的形容詞の修飾形式を具体例に基づいてももう少し詳しく考えてみることにする。まず、1. で見た次の例に戻ってみよう：

(4) North America, Central Australia, French Canada, northern Arkansas,

downtown Boston, central Brussels, suburban New York, upstate New York

(5) Continental Europe, European Russia, peninsular Italy, insular Italy

すでに述べたように、これらにおける前位形容詞は固有名の指示対象を制限する働きをするものであるが、この場合の「固有名の指示対象」はすべて「空間的に把握された事物」であり、固有名制限的形容詞は指示対象を空間的に分割することになる。たとえば、(5)の peninsular Italy, insular Italy であれば、「イタリアという国の空間全体」を「半島部」と「島嶼部」に分割することになる。このような、分割の対象となる指示対象の把握のされ方は、当該形容詞の意味的特徴に基づく固有名の指示対象の側面の前景化 (foregrounding) のあり方によるものである⁽¹⁴⁾。これらの例は、固有名の指示対象の空間的側面の前景化に基づく分割ということになる。次の例も同様である⁽¹⁵⁾：

(24) I live in a very suburban New York.

(25) I live in a more suburban New York than he does.

これに対して次のような場合は、固有名のカテゴリーは上の場合と同じであるが、その指示対象における前景化される側面が異なるものである：

(41) ancient Greece, present-day China

(41) は「古代のギリシャ」「現代の中国」を表し、それぞれの指示対象の「時間的連続体の全体」を分割／区分し、そのうち的一部分に指示を限定したものである。すなわちこの場合は、形容詞 ancient, present-day の意味的特徴により、固有名の指示対象の時間的側面が前景化され、それに基づいた分割が行なわれていることになる。すでに見た次の場合も、同様の前景化に基づく指示対象の分割の例である：

(20) the young Shakespeare

(21) The young Isaac Newton showed no signs of genius.

(20)(21) は固有名のカテゴリーは (41) の場合とは異なるが、指示対象の時間的側面の前景化に基づく分割であるという点では共通したものである。

上では固有名制限的形容詞による固有名の指示対象の側面の前景化に基づく分割のあり方について見てきたが、固有名の指示対象の側面の前景化・分割は制限的形容詞以外の手段によっても行なうことが可能である。たとえば次の (42)–(45) は、固有名に後続する制限的關係節が制限的形容詞と同様の役割を果たしている例である：

(42) the Chicago I like ('the aspect of Chicago') (Quirk et al. 1985: 290)

- (43) the Bradford she grew up in (Quirk et al. 1985: 290)
 (44) This is not the Paris I used to know. (Huddleston and Pullum 2002: 521)
 (45) This is a United States I prefer to forget. (Huddleston and Pullum 2002: 521)

たとえば (42) は「シカゴという都市が持つさまざまな面 (aspects) のうち、私の気に入っている面」を表し、制限的関係節は制限的形容詞と同様、固有名詞の指示対象のある側面を前景化する働きをしている。これらの場合、前景化される側面は形容詞の場合と同様当該の関係節の意味によって決定され、指示対象において空間的・時間的に関係づけられる種々の具体的・抽象的特徴の総体がそれぞれの修飾構造の意味として意図されていると言える⁽¹⁶⁾。

3.3 固有名制限的形容詞の修飾形式の拡がり

3.1 では英語の前位形容詞一般に見られる機能との関係で固有名制限的形容詞の機能を考察し、両者が「分類的」対「分割的」という図式によって特徴づけられることを述べたが、以下ではさらに固有名制限的形容詞の修飾形式の拡がりについて追究することを試みる。

これまで見てきた固有名制限的形容詞の修飾形式においては、関係する固有名は人名および地名に限定されていたが、制限的形容詞によってその指示対象が分割される固有名のカテゴリーにはさらなる拡がりが見られる。次例を見よう：

(46) American English, British English

(47) standard Japanese, dialectal Japanese

(46) は「アメリカ英語」「イギリス英語」、(47) は「標準日本語、日本語の標準語」「方言の日本語、日本語の方言」をそれぞれ表し、「英語」「日本語」という「言語」が制限的要素による分割／区分の対象となっている。次の例も同様である：

(48) Ancient Greek, Classical Latin

さらに、固有名詞の一種である月の名が、その月の中の時期の区分に関する形容詞と共に起している次のような場合も同類であると分析することができる：

(49) (in) early September, (in) late December

(49) においては形容詞 early, late が固有名 September, December に対して制限的な役割を果たし、それぞれ「11月初旬 (に)」「12月下旬 (に)」の意味を表す。この場合、「11月」「12月」という「月」が制限的形容詞によってその内部がいくつかの時期に分割／区分され、その中の一つの時期に指示が限定されることになる。

次の場合もこれと同様に考えることができる：

(50) (in) September 2011, (in) December 2012

(51) (in) autumn 2011, (in) winter 2012

(50) は「2011年9月(に)」「2012年12月(に)」, (51) は「2011年秋(に)」「2012年冬(に)」をそれぞれ表すが, (50) においては第一要素 (September と December) が第二要素 (2011 と 2012 という年号 (固有名)) に対して制限的に機能し, (51) においては第一要素 (autumn と winter) が第二要素 (2011 と 2012 という年号 (固有名)) に対して制限的に機能していると思なすことができる。すなわち, (50) では第一要素によって第二要素が十二個の月に分割されてその中の一つの月に指示が限定され, (51) では第一要素によって第二要素が四季に分割されてその中の一つの季節に指示が限定されると考えることができる。このような分析は, 日付の一つの表現形式である次のような場合にも適用できる：

(52) (on) 11 September 2001

(52) においては, 第一要素 (11 September という月日) により第二要素 (2001 という年号 (固有名)) が三百六十五日に分割されてその中の一つの日に指示が限定されていると考えることができる。すなわちこの場合も, (49)(50)(51) の場合と同様, 第一要素が第二要素に対して制限的に機能していると思なすことができる⁽¹⁷⁾。

要素間の制限的關係を仮定する分析の可能性について見てきたが, この分析は次のような場合についても適用することができるのではないかと思われる：

(53) George Allen, Margaret Webster

(53) は姓名の表現であるが, この場合, 第一要素 (George, Margaret という名) により第二要素 (Allen, Webster という姓 (固有名)) が表す家族のメンバーの中の一人に指示が限定されていると考えることができる。すなわち, 第一要素である「名」が第二要素である「姓」に対して制限的な意味を持つ要素として作用していると思なすことができる⁽¹⁸⁾。(50)―(53) の場合, 第一要素は語類の点では (狭義の) 形容詞のカテゴリーに含まれるものではないが, その機能の点では制限的形容詞と同等であると思なしてよいと思われる。さらに, 次のような地名を含む住所の表現も同様に分析できるとと思われる：

(54) The Pitt Building, Trumpington Street, Cambridge, United Kingdom

(54) は四つの要素から成り, 各々がカンマで区切られているが, 先行する要素が後続の要素に対して制限的關係にあるという点では上で見た例と共通していると

言える。

4. 結語

本稿では、英語の固有名非制限的形容詞と固有名制限的形容詞の修飾形式の諸相を文法面・意味面から検討し、その上で固有名制限的形容詞に焦点を当て英語の前位形容詞一般に見られる特徴との関係においてその機能を考察し、さらに固有名制限的形容詞の修飾形式の拡がりについて追究することを試みた。固有名制限的形容詞と前位形容詞一般は、「対象の部分限定」という機能スキーマを共有しつつ、指示対象に対する分割的機能を持つ前者の修飾形式を分類的功能によって特徴づけられる後者の修飾形式の拡張に基づくものとして捉えることができることを論じた。さらに、固有名制限的形容詞の修飾形式が、単に人名や地名を対象とした表現のみならず、時期の区分や日付の表現、および姓名や住所の表現などをも含みうる形で拡張を示すものとして分析できることについても考えた。同様の分析を可能にする表現のさらなる探究は今後の課題としたい。

注

1. Huddleston and Pullum (2002:515, 516) では「固有名 (proper names)」と「固有名詞 (proper nouns)」を区別し、前者は通常「ある特定の事物の名前として慣習的に採用されている表現」を指すのに対して、後者は「名詞というカテゴリーに属する語レベルの単位」であるとしている。たとえば Mary, Smith, Fido, Melbourne, Lake Michigan, the United States of America などは前者の例であり、Clinton, Zealand などは後者の例である。このうち the United States of America の例からわかるように、二つ以上の語からなる固有名の主要部は固有名詞とは限らず、普通名詞 (common nouns) であることが少なくない。なお、Quirk et al. (1985:288) では、「固有名詞」と「名/名前 (names)」を区別し、前者は「単一の語」であるのに対して、後者は1語以上の、通常「文法的に単一の単位として機能するもの (したがって、その内部に他の語の挿入などを許さないもの)」であるとしている (例: *King's College*, *The Hague* (cf. **King's famous College*, **The beautiful Hague*))。
2. Radden and Dirven (2007) は固有名は話し手と聞き手が共有する社会文化的な世界知識の中で本来的 (inherent) に唯一的な指示対象を持つとしているが、Berk (1999) は固有名は「ある特定の場においてのみ (only in a particular setting)」唯一的な指示対象を持つとしている (Radden and Dirven 2007:99, 100; Berk 1999:76)。これはたとえば、Ronald Reagan や Paris などの有名な人名や地名であっても、場の限定がなければその指示対象は唯一とはとは限らないためである (Berk 1999:76, 77)。また、固有名のグラウンディングについては Langacker (2008:316, 317), グラウンディングの概念一般について

- ては Radden and Dirven (2007:48, 49), Langacker (2008:259) および 辻 (編) (2002:59) を参照。
3. Huddleston and Pullum (2002:520) は固有名を修飾する (3) の前位形容詞は、固有名の名詞的修飾語句 (例: *architect Norman Foster*) や限定詞 (例: *Your Mr Jenkins has been arrested again!*) とともに意味的に非制限的なもので、固有名の「装飾的要素 (embellishments)」であるとしている。
 4. Paul E. Davenport 氏および Shannon Cole 氏による。
 5. (23)–(25) の例は Paul E. Davenport 氏による。
 6. ただし, Paul E. Davenport 氏によると, (24)(25) よりも制限的形容詞が固有名でない名詞類を修飾する次の (a) (b) の形のほうが好まれるとのことである:
 - (a) I live in a very suburban part of New York.
 - (b) I live in a more suburban part of New York than he does.
 7. 安井・秋山・中村 (1976:152), Quirk et al. (1985:290) および Huddleston and Pullum (2002:520) を参照。この場合, (1)–(3) の表現は非記述的意味 (non-descriptive meaning) の一種である表出的意味 (expressive meaning) に関わるということである (cf. Cruse 2011:200, 201)。
 8. Quirk et al. (1985:290) を参照。なお, (26) の例で用いられている *distraught* は感情の状態を表すものであるが, それは話者の感情ではなく対象 (= 被修飾要素の指示対象) の感情である。
 9. これに対して, 非制限的形容詞が固有名でない名詞類を修飾する場合 (例: *white snow, green grass, red blood*) は, そのような意味カテゴリーの限定は存在しない。安井・秋山・中村 (1976:152, 153) によると, このような場合当該形容詞は名詞類の指示対象の内在的特徴の再叙に関わるものであり, 固有名が修飾される場合とは異なるとしている。
 10. この場合, 形容詞 *young* が非制限的ならば可能である。Huddleston and Pullum (2002:521) を参照。
 11. この例は Paul E. Davenport 氏による。
 12. この分類における「制限的形容詞」は, 本稿の 1. および 2. で議論した固有名に関する「制限的形容詞」と同一のものではない。
 13. Quirk et al. (1985:290) は固有名の指示対象の分割によって生じる意味を固有名の「部分的意味 (partitive meaning)」として分類している。なお, 対象の部分限定という機能スキーマを共有する前位形容詞一般と固有名制限的形容詞は, とともに「対象の部分全体関係」の規定に関わるものであると言えるが, これは, 語のレベルにおける意味関係である「集合的部分全体関係 (包摂的關係) (hyponymy)」と「外延的部分全体関係 (meronymy)」の関係と平行的である (Cruse 2011:134–142)。
 14. 前景化については Lee (2001:4–6) および Langacker (2008:57–60) を参照。
 15. したがってこの場合, New York は part of New York と置き換えることができる。注 6 を参照。
 16. ここでは固有名制限的形容詞・固有名制限的關係節による指示対象の側面の前景化・分割について考察したが, 形容詞や關係節などの制限的要素は固有名に対してそれとは異なる

る機能を示すことがある。次の諸例を参照 (Quirk et al. 1985:290; Huddleston and Pullum 2002:521; Radden and Dirven 2007:161) :

- (a) I spoke to the younger Mr Hamilton, not Mr Hamilton the manager.
- (b) Do you mean the Memphis which used to be the capital of Egypt, or the Memphis in Tennessee?
- (c) The Mary that you met yesterday is my fiancée.
- (d) I am talking about the Fred who runs the pub.

これらにおいて、下線部は後続または先行する固有名を制限する働きをするものであるが、この場合制限的要素は固有名の指示対象の側面の前景化・分割に関わるのではなく、固有名は通常の普通名詞と同じように機能し、制限的要素は安井・秋山・中村(1976)で主張されている「前位形容詞の分類的機能」を持つものとして理解される。たとえば(c)の場合であれば、主要部名詞 Mary の表す意味概念が規定する事物の集合、すなわち「全世界において Mary という名を持つ人の集合 (= 主要部名詞 Mary の指示対象の集合)」を「特定の一人の Mary という名の人 (から成る集合)」に限定する働きをしている。このような固有名の普通名詞化は、次の例のように固有名が複数形になったり代名詞の one によって置換されたりしている場合は特に顕著であると言える (Huddleston and Pullum 2002:521; Langacker 2008:318) :

- (e) There are two Showcase Cinemas in Manchester.
- (f) Are you the Hank Barnes who owns the liquor store, or the one who ran for mayor?

17. 制限的形容詞による指示対象の分割は、固有名以外の名詞の場合にも生じることがある :

- (a) (in) the early afternoon
- (b) a half year, a half hour

これらはそれぞれ「午後の早い時間 (に)」「半年, 30分」を表し、各々の制限的形容詞によって主要部名詞の指示対象が分割されてその一部分に指示が限定されているものである。なお、もし(b)において half を限定詞前要素 (predeterminer) とすれば half a year, half an hour となるが、ここではそれを制限的形容詞として用いた形になっている。限定詞前要素については Quirk et al. (1985:257-261), Berk (1999:65-67) および Huddleston and Pullum (2002:433-436) を参照。

18. これは言語の表現形式レベルの共通性に基づいた分析であり、このように分析することが他に意味合いを持つ可能性についてはここでは問題にしないものとする。

参考文献

- 辻幸夫(編)(2002)『認知言語学キーワード事典』東京:研究社。
- 安井稔・秋山怜・中村捷(1976)『現代の英文法7 形容詞』東京:研究社出版。
- Cruse, Alan (2011) *Meaning in Language: An Introduction to Semantics and Pragmatics*, 3rd ed. New York: Oxford University Press.
- Berk, Lynn M. (1999) *English Syntax: From Word to Discourse*. New York: Oxford University Press.

- Huddleston, Rodney and Geoffrey K. Pullum (2002) *The Cambridge Grammar of the English Language*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Langacker, Ronald W. (2008) *Cognitive Grammar: A Basic Introduction*. New York: Oxford University Press.
- Lee, David (2001) *Cognitive Linguistics: An Introduction*. Melbourne: Oxford University Press.
- Quirk, Randolph, Sidney Greenbaum, Geoffrey Leech and Jan Svartvik (1985) *A Comprehensive Grammar of the English Language*. London: Longman.
- Radden, Günter and René Dirven (2007) *Cognitive English Grammar*. Amsterdam and Philadelphia: John Benjamins.